

～児童・生徒の保護者の方へ～

日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度についてのお知らせ

災害共済給付制度とは、学校管理下における児童・生徒等の災害（負傷、疾病、障害または死亡）に対し、医療費・見舞金を給付するものです。

1 対象となる災害

学校の管理下で生じたもの

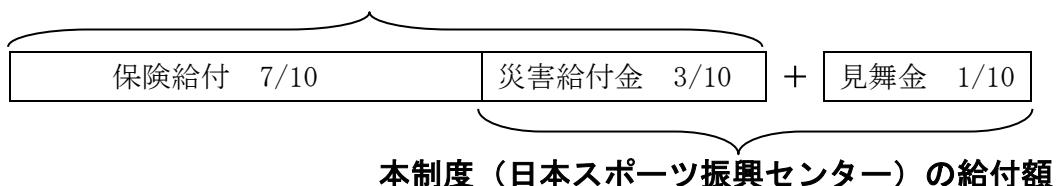
例えば ⇒ 授業中、通学中、部活動中など

2 医療費にかかる給付金額（負傷、疾病）

総医療費の3/10と、見舞金として1/10が支給されます。

※日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

総医療費



※医療機関窓口において、一旦医療費の3/10の支払いが必要になります。

※自己負担額（3/10）は、こども医療費助成の対象とはなりません。

（医療機関より領収書が発行されても、こども医療費の申請はできません
のでご注意ください。）

○その他、生涯見舞金・死亡見舞金等の給付があります。

3 共済掛金について

保護者負担額 460円/年額（別途合志市教育委員会負担額 475円/年額）

※共済掛金は学校から請求があります。

4 申請について（学校へ提出していただくもの）

- ① 医療等の状況等（医療機関で記入してもらったもの）
 - ② 請求書
 - ③ 医療機関から発行された領収書
- 以上3点を各学校の養護教諭まで提出してください。

詳しくは、各学校の養護教諭又は市教育委員会までおたずね下さい。

合志市教育委員会 学校教育課
TEL (096) 248-2366 (直通)